

研究助成申請書審査規定

2020年12月5日 理事会承認

1. 研究助成申請書の規定

ここでいう研究助成申請書（以下、申請書）とは、「日本高専学会研究助成に関する規則」第1条に基づき、高専教育に貢献する研究を支援するため、高専教育に関わる様々な事項を対象とし、学会誌・学会HP上にある申請書の形式に則り、日本高専学会員による個人もしくは日本高専学会員をリーダーとするグループにより提出されたものを指す。

2. 研究助成審査委員会の構成

「日本高専学会研究助成に関する規則」第5条に基づき、日本高専学会役員（会長・副会長・事務局長・理事）および推薦のあった日本高専学会学会員で構成される研究助成審査委員会を置き、委員長は会長が指名する。同委員会の委員が申請書の審査を行う。同委員は毎年改選する。公平性を確保するため、同委員の氏名は、事前にも事後にも外部には公開しない。

3. 審査の方法

応募のあった申請書について、研究助成審査委員全員が評価する。

(1) 審査基準は以下の5つの点について各5点満点、25点満点で評価する。審査員の評価点合計が満点の6割以上に達した申請の中から各年度最高2件までを助成対象とする。委員長は委員会の協議結果を理事会に報告する。

- ① 申請内容に公益性があり、かつ助成が必要と認められるか
- ② 申請者は事業を確実に実施できる実績があると認められるか
- ③ 申請内容は高専の教育・研究に貢献できるものか
- ④ 申請内容に対する助成金額は妥当か
- ⑤ 将来性が期待でき、検証可能か

④については、委員の意見が分かれた場合、助成決定後の協議で減額となることもある得る。

4. 理事会への報告と申請者への審査結果の通知

研究助成審査委員会委員長は、結果を理事会に報告するとともに、申請者に対し審査結果（助成の可否および助成金額）を通知する。

5. 規定の改定

本規定の改定は、理事会で協議し決定する。